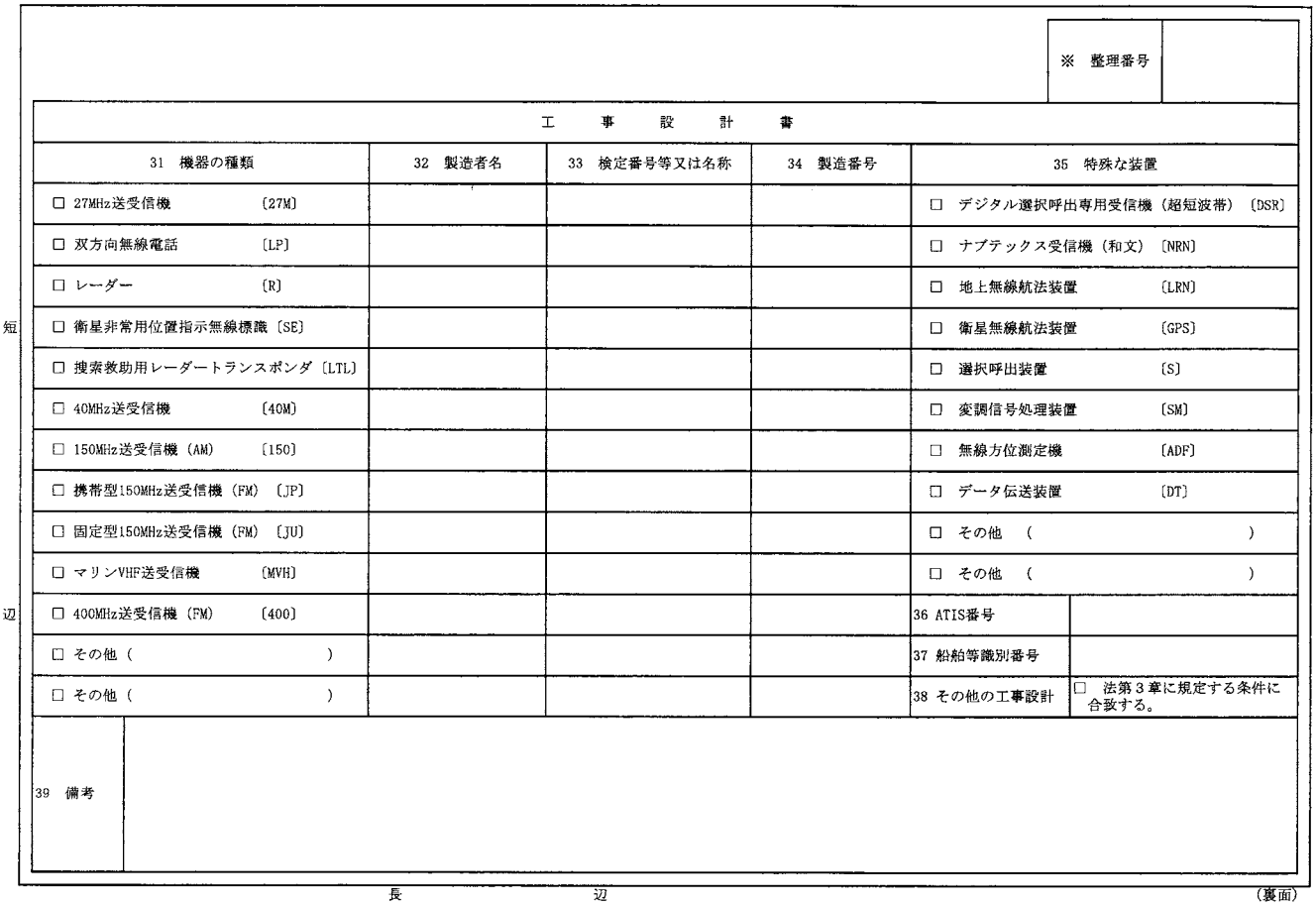


※　整理番号

工　事　設　計　書

31　機器の種類	32　製造者名	33　検定番号等又は名称	34　製造番号	35　特殊な装置
□ 27MHz送受信機　〔27M〕				□ デジタル選択呼出専用受信機（超短波帯）〔DSR〕
□ 双方向無線電話　〔LP〕				□ ナブテックス受信機（和文）〔NRN〕
□ レーダー　〔R〕				□ 地上無線航法装置　〔LRN〕
□ 衛星非常用位置指示無線標識〔SE〕				□ 衛星無線航法装置　〔GPS〕
□ 捜索救助用レーダートランスポンダ〔LTL〕				□ 選択呼出装置　〔S〕
□ 40MHz送受信機　〔40M〕				□ 変調信号処理装置　〔SM〕
□ 150MHz送受信機（AM）　〔150〕				□ 無線方位測定機　〔ADF〕
□ 携帯型150MHz送受信機（FM）〔JP〕				□ データ伝送装置　〔DT〕
□ 固定型150MHz送受信機（FM）〔JU〕				□ その他　（　　）
□ マリンVHF送受信機　〔MVH〕				□ その他　（　　）
□ 400MHz送受信機（FM）　〔400〕				36 ATIS番号
□ その他（　　）				37 船舶等識別番号
□ その他（　　）				38 その他の工事設計　□ 法第３章に規定する条件に合致する。

39　備考

短辺　長辺　（裏面）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第3の2及び別表第二号の三第3の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

○総務省令第九十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日　　総務大臣　原口　一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十二項中「船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備」を「無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置」に改める。

第四十条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、ニ及びリの規定は適用しない。

第四十条の五第一項第一号ヘ中「するものであること。この場合において、送信の繰り返し」を「し、それ以降の送信」に改め、同号ト中「可聴及び」を削る。

第四十条の七第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、第二号の表の空中線電力の項及び第三号の規定は適用しない。

第四十五条の十二の四中「第四十一条第四項」を「第四十一条第三項」に改める。

第五十八条の二第二項中「次条に規定するもの」を「法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のもの」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日　　総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の十五中「及び第十六号」を「、第十六号、第五十九号及び第六十号」に改め、同項に次の二号を加える。

五十九　F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）

六十　F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの